

岐 阜 県 公 報

第 二 百 九 十 一 号
令 和 四 年 四 月 十 五 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(森 林 保 全 課) 一七七
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂 防 課) 一七八
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 一七八
土砂災害警戒区域の指定	(同) 一七八
指定管理者の変更の届出	(文 化 伝 承 課) 一七九
土地改良区役員の退任及び就任	(中 濃 農 林 事 務 所) 一七九

告 示

岐阜県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市美並町上田字一谷一八〇一の一・一八〇二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八二二
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字洞山二二四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞山二二四の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月見2 1谷	多治見市月見町	次の図のとおり	土石流
大畑町4	多治見市大畑町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月見2 1谷	多治見市月見町	次の図のとおり	土石流
大畑町4	多治見市大畑町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、

同条第四項の規定により告示する。

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月見2 1谷	多治見市月見町	次の図のとおり	土石流
大畑町4	多治見市大畑町	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

指定管理者の変更の届出

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第四項の規定により、岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者から変更の届出があったので、同条例第六条の規定により、次のとおり公示する。

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更のあった事項

指定管理者の名称

(変更前) トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ

(変更後) トータルメディア中電クラビス科学サービス

構成員の名称

(変更前) 中電興業株式会社

(変更後) 中電クラビス株式会社

二 変更年月日

令和四年四月一日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
曾代用水 土地改良区	令和 三・八・三	理事	小瀬木 松雄	美濃市松森 五〇三番地
同	令和 四・三・六	同	八代 治郎	関市下有知 四八五番地
同	同	同	大澤 慶一	関市下有知 三五二番地
同	同	同	平田 忠彦	関市下有知 三四四番地
同	同	同	松田 洋一	関市下有知 三三〇九番地
同	同	同	高橋 勉	関市下有知 二七七〇番地
同	同	同	須田 芳廣	美濃市生櫛 一三一一番地
同	同	同	野田 文夫	関市堅切南 二番地三
同	同	同	後藤 信一	関市赤淵 二一番地
同	同	同	足立 武士	関市小瀬 二九四番地
同	同	同	平田 一夫	関市小瀬 一七四〇番地
同	同	同	塚原 博克	関市小屋名 二〇三番地
同	同	同	村山 寿和	関市黒屋 三五一番地

